

## 令和7年度 事業計画

### 1. 事業計画方針

まちの美化の促進にあたり、住民の自主的な活動を尊重しながら、幅広く参加を呼びかけ、地域一斉清掃やクリーンキャンペーンなどを通して、市民とともに美化活動を推進する。

散乱ごみや不法屋外広告物のほか、歩行喫煙者や犬のフン・尿に関する飼い主のマナーについての苦情が依然として多いため、今後も当本部において多面的な啓発活動を実施し、市民の意識向上を図るとともに、市民、事業者及び関係行政機関との連携を強化し「きれいなまち八尾の実現」をめざす。

### 2. 事業計画

#### (1) 美化推進事業の受託

八尾市環境の美化に関する条例第2条に規定する市の責務とされるごみの散乱の防止等環境の美化に関する必要な施策の実施について「八尾市環境美化に必要な施策の実施等の委託に関する要綱」に基づき、八尾市より受託し、各事業を実施する。

#### (2) 本部委員会及び役員会の開催

ア. 本部委員会の開催

- ・事業計画案、予算案等を審議するため、本部委員会を開催する。
- ・本部の基本的な方針を決定する必要がある時は、臨時的に開催する。

イ. 役員会の開催

- ・役員会は、本部事業の円滑な実施を図り、必要に応じて開催する。

#### (3) 啓発事業

ア. 八尾をきれいにする絵画コンクールの実施

子どもたちの環境美化への関心を高めるとともに、出品された作品を活用した啓発物品を作製・配付することで、市民への啓発につなげることを目的として実施する。

##### 【作品募集】

市内在住・在学の小学生を対象に、次の①～③をテーマとした絵画を募集する。

<テーマ>

##### ① 犬の飼い主マナーの啓発

- ・犬を散歩させるときには、きちんとフンや尿の後始末をしましょう。
- ・散歩中の犬のフンは持ち帰りましょう。
- ・お散歩マナーを守って周辺住民に迷惑をかけないようにしましょう。
- ・ペットは家族！マナーを守って地域で愛されよう。
- ・飼い主さん！マナーを守ってくれてありがとう。
- ・飼い主さん！ぼくのうんちを始末してくれてありがとう。

## ② 路上喫煙者マナーの啓発

- ・八尾市では歩きながら、自転車などに乗りながらたばこを吸うことは禁止です。
- ・たばこの吸い殻は灰皿に捨てましょう。
- ・たばこの吸い殻のポイ捨てはやめましょう。
- ・たばこを吸う人も吸わない人も気持ちよく過ごせるまちにしましょう。

## ③ きれいなまち八尾の実現

- ・ごみのポイ捨てはやめましょう。
- ・不用品は指定された方法で捨てましょう。（不法投棄への啓発）
- ・正しいごみの分別でごみを減らしましょう。
- ・限りある資源を大切に、リサイクルに取り組みましょう。
- ・八尾のまちをきれいにしてくれてありがとう。
- ・わたしが思う「きれいなまち八尾」
- ・わたしが取り組む「きれいなまち八尾」

### 【受賞作品の活用】

子どもたちの八尾のまちの美化を願う素直な思いが表現された作品を啓発物品作製等に活用する。

#### イ. 環境美化啓発看板の作製・配付

マナー向上を目的として、「ポイ捨て禁止」看板、「犬のフン放置禁止」看板及び「犬のフン・尿放置禁止」看板を作製し、希望する町会等に配付する。

#### ウ. 路上喫煙マナー啓発事業の実施

当本部の所属団体に関係する行事などで可能な範囲で路上喫煙啓発活動(マナー啓発のポスター掲示、啓発物品の配布等)を実施する。

また、地域の路上喫煙マナーの向上を図るため、歩行喫煙禁止の啓発看板を作製し、希望する町会等に配付する。

#### エ. 犬のフン・尿放置対策

犬の狂犬病予防集合注射会場において、啓発チラシと啓発グッズを配布するなど、犬のフン・尿について、飼い主のマナー向上を図る。

## (4) 顕彰及び助成

#### ア. 美化功労者への顕彰（感謝状の贈呈）の実施

地域の環境美化に功績のあった団体や個人に対し、表彰式を実施し感謝状を贈呈する。贈呈者の選考は、本部長を除く本部役員による「選考委員会」において行う。

#### イ. 美化用道具購入費補助金の交付

「八尾をきれいにする運動推進本部美化用道具購入費補助金交付要綱」に基づき、地区福祉委員会が地域の公共の場所の美化活動で使用する道具の購入に要した費用について助成し、地域の環境美化の促進を図る。（上限1万円）

## (5) 諸行事の開催

### ア. 「クリーンキャンペーン」の実施

散乱ごみや不法屋外広告物のない「きれいなまち八尾の実現」をめざすため、9（クリーン）・8（やお）の日にちなみ、9月8日を含む1か月間に、各地域団体や事業者それぞれの地域の公的な場所での清掃活動の協力依頼を行う。

実施予定期間：令和7年9月1日(月)～9月30日(火)

### イ. 不法屋外広告物の撤去・指導活動の充実

- ① 八尾市不法屋外広告物等撤去対策協議会との連携を強化し、八尾土木事務所、八尾警察署、関西電力送配電株式会社、西日本電信電話株式会社、各鉄道会社、住民団体等、関係団体の参加により、不法屋外広告物の撤去・指導活動の充実・強化を図る。
- ② クリーンアップロード作戦の拡充をめざし、地域・企業・各種団体等に呼びかけ、不法屋外広告物撤去活動の活性化を進め、「環境にやさしいまち・やお」を推進する。
- ③ 市内一円不法屋外広告物撤去活動を委託業務により実施し、きれいなまちづくりを進める取組を行う。

### ウ. 不法屋外広告物設置者に対する指導

悪質な屋外広告物がある場合には、八尾市屋外広告物条例に基づき、広告主に対して是正指導を行う。

## (6) その他事業

### ア. 地域一斉清掃の支援

地域団体による地域一斉清掃を支援するため、地域活動用指定袋及び土のう袋を配付する。

### イ. 「大和川・石川クリーン作戦 in 八尾」への協力

国・府及び大和川の上下流域の市町村と住民等が一体的に清掃活動に取り組み、水環境の更なる改善に向けて河川浄化対策を啓発・推進することを目的とする「大和川・石川クリーン作戦」の取組の中で、八尾市域における清掃活動への参加の呼びかけ、チラシ作成・配布等に協力する。

実施日：令和8年3月1日(日)（毎年3月第1日曜）

＜参考＞同一日に実施する府内13市町村

大阪市、堺市、八尾市、柏原市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、 富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村
---

## 3. 各事務局の事業計画

【土木管理事務所】＝「不法屋外広告物等をなくす運動」「道路・河川等を美しくする運動」  
「公園・緑地をきれいにする運動」

- ① 協議会事業の参加機関と連携を図り、「クリーンアップ・ロード作戦」等、道路上の不法屋外広告物等の一掃を実施していく。また、放置物件・放置自動車の処理及び不法占用指導を継続する。

- ② 生活環境の保全と地域の環境美化を図るため、市内の河川・水路の浚渫及び道路の路面清掃を実施する。
- ③ 公園・緑地をきれいにする運動では、自治会等の協力による公園や緑地の清掃活動に対し支援を推進する。
- ④ その他、主要駅周辺の日常清掃業務を委託実施する。

**【農とみどりの振興課】 = 「花と緑を増やし育てる運動」**

出生や小・中学校入学等の記念としての記念樹や市民団体等への緑化樹の配付及び市民参加による「街かど緑化推進支援事業」や「グリーンボックス貸出事業」等による花の苗の配付を実施する。

**【都市交通課】 = 「放置自転車をなくす運動」**

駅周辺の放置自転車対策の啓発を図るとともに、放置禁止区域における放置自転車の防止対策推進と自転車利用者のマナー向上に向けた指導の充実を図る。

**【環境事業課】 = 「不法投棄をなくす運動」**

不法投棄を防止するための啓発に努めるとともに、不法投棄物の迅速な収集を実施する。

**【循環型社会推進課】 = 「ごみを少なくする運動」**

まちの美化を推進するため、関係機関及び地域住民等との連携を強化し、地域の清掃活動に伴う地域活動用指定袋を製作し、配付する。

海洋プラスチックごみ問題に関して、紙製エコバッグや啓発チラシの配付により啓発を実施する。

**【環境事業課、土木管理事務所】 = 地域一斉清掃時の排出ごみ収集事業**

生活環境の保全と地域の環境美化を図るため、地域ボランティアによる一斉清掃や公園等の清掃活動の実施に伴う排出物の収集を実施する。

**【環境保全課】**

- ① 路上喫煙マナーの向上を図るため、八尾市路上喫煙マナー向上推進員による街頭啓発等を実施する。
- ② 地域での路上喫煙マナーの向上を図るため、路上喫煙マナー向上推進員の増員に向け、積極的な呼びかけ等を行う。
- ③ 平成27年9月1日から2年間、久宝寺小学校区まちづくり協議会が「路上喫煙マナー向上推進エリア」を位置付けたうえで啓発活動を重点的に実施。その後も継続的に活動いただいております、その活動に対し啓発物品の提供を行う。
- ④ 路上喫煙マナーの向上を応援するサポーターをはじめ、路上喫煙対策事業にご協力いただける個人・事業者等に対し、啓発ポスターや卓上啓発のぼりの掲示を依頼する。